

その1. 消費者契約法

不当な勧誘や、不当な契約条項は、適格消費者団体が差止請求をすることができます。

不当な勧誘

不実告知

(4条1項1号)

〈例〉
「この機械を付ければ電話代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果のない機械を販売。



断定的判断の提供

(4条1項2号)

〈例〉
元本保証のない金融商品を「確実に値上がりするので元本割れしない」と説明して販売。



不利益事実の不告知

(4条2項)

〈例〉
眺望・日照を阻害する隣接マンション建設計画を知りながら、「眺望・日照良好」と説明し、建築計画の事実を説明しないで販売。



不退去

(4条3項1号)

〈例〉
消費者の自宅等において、消費者が帰ってほしい旨を告げているのに長時間にわたり勧誘。



退去妨害

(4条3項2号)

〈例〉
事業者の販売店等で、消費者が帰りたい旨を告げているのに長時間にわたり勧誘。



※上記の勧誘で、消費者が誤認・困惑し、それによって契約した時は当該消費者が取り消すことができます。

不当な契約条項

事業者の損害賠償責任を免除する条項

(8条)

〈例〉
「いかなる理由があっても、事業者は一切損害賠償責任を負いません」とする等の条項。



消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等

(9条)

〈例〉
消費者が解約した場合、「支払い済の代金を一切返金しない」とする等の条項。



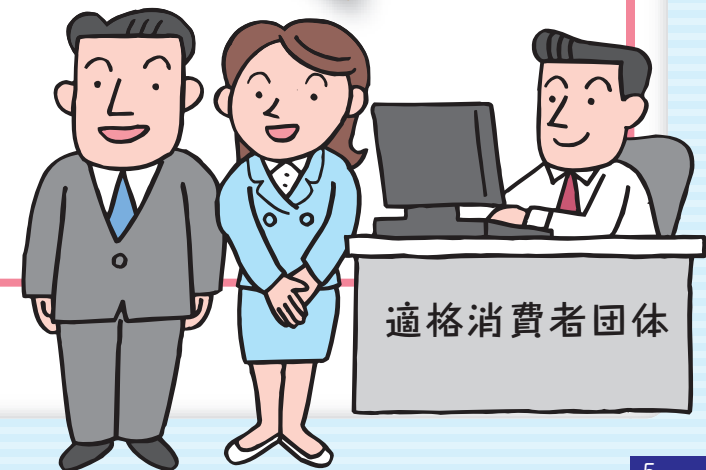
消費者の利益を一方的に害する条項

(10条)

〈例〉
賃貸借契約において、借主に過重な原状回復義務を課する条項。



ご存知ですか？
この消費者契約法に加えて次に説明する「景品表示法」、「特定商取引法」も、新たに消費者団体訴訟制度の対象になりました。



※上記のような不当な契約条項は無効です。